

武富士の過払金回収不能による損害について

「再審原告」、「再審被告」は、それぞれ「原告」「被告」と省略して記載している。

(訴訟物) 委任契約に基づく債務不履行による損害賠償請求権
不法行為に基づく損害賠償請求権 } (選択的併合)

| | | | | |
|------|-------------|---|----|------|
| 法律要件 | 委任契約 (保護法益) | 注意義務違反 (規範的要件) 具体的には、認定司法書士の取扱事務の目的価額が140万円を超えた場合の事務中止義務・転送義務の違反 | 損害 | 因果関係 |
|------|-------------|---|----|------|

評価根拠事実その1 ②の事実
(主要事実ないし主要事実準じて取り扱われる重要な間接事実)

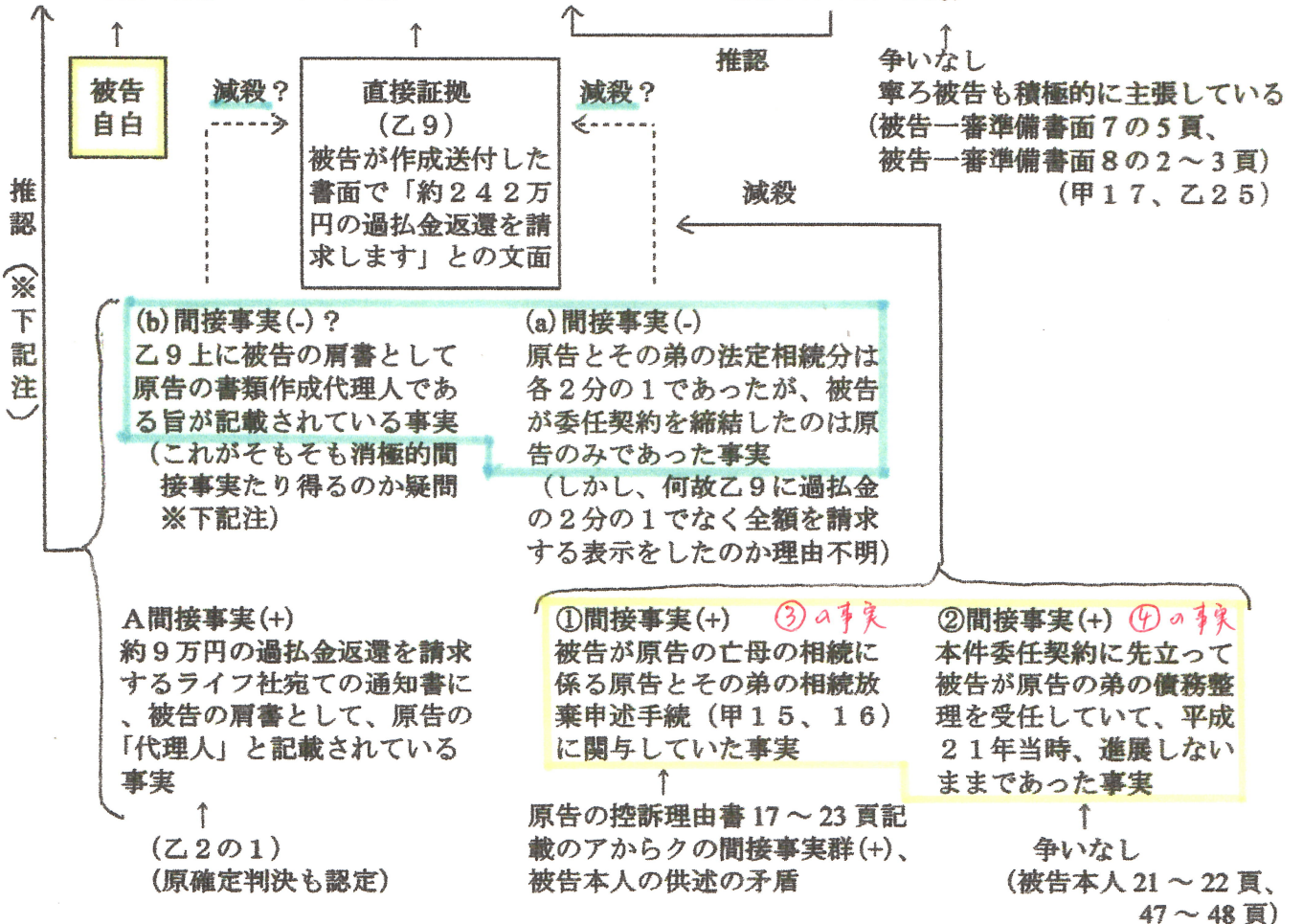
H21.6.5、原告の代理人である旨を表示して、認定司法書士である被告が、武富士に対し約242万円(うち元金約190万円)の過払金の全額について返還の請求をした事実

(紛争の目的価額140万円超の事務であるから、事務中止義務が存在する。それにもかかわらず請求をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)
(事務中止義務が存在するのだから、転送義務が存在する。それにもかかわらず請求をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)

評価根拠事実その2 ①の事実
(同左)

H21.6.5以後同年10月頃にかけて、原告の代理人として、認定司法書士である被告が、武富士に対し左記過払金の全額について返還の交渉をした事実

(紛争の目的の価額140万円超の事務であるから、事務中止義務が存在する。それにもかかわらず交渉をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)
(事務中止義務が存在するのだから、転送義務が存在する。それにもかかわらず交渉をしたのだから、同義務を懈怠したことになる。)



※ (b) 間接事実(-)は、依頼者本人として原告のみを記載している点については消極的間接事実と言う余地があるが、「書類作成代理人」なる肩書を用いている点は、認定司法書士の代理権限の範囲外の事務を取り扱っている認識を被告自身が有していたことを如実に示すものであり、A 間接事実(+)と相俟って、寧ろ、評価根拠事実その1の存在を窺わせる積極的間接事実の一つとして働いていると見受けられる。